

平成29年6月定例会 総務委員会（事前）

平成29年6月12日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時59分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③）

- 議案第1号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第12号 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 権利の放棄について
- 報告第1号 平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第8号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 職員の不祥事案について（資料④）

大田経営戦略部長

6月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成29年6月徳島県議会定例会提出予定議案と題した1枚物の資料により、説明申し上げます。

今回提出いたします案件は、議案21件及び報告9件でございます。

その内訳は、予算案が第1号から第4号までの4件、条例案が第5号から第18号までの14件、その他の議案が第19号から第21号までの3件、報告は第1号から第9号までの9件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、教育委員会委員、人事委員会委員、公安委員会委員及び収用委員会委員に係る人事案件について、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序にしたがって、順次、御説明を申し上げます。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の平成29年度6月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと存じます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、本県の強みを生かした活力ある地域経済の実現を推進するとともに、新次元の消費者行政の展開や子育て支援の更なる充実など、本県の重要課題に切れ目なく対応するため、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（1）に記載のとおり、本県の成長産業の強化を推進する新たなファンドの創設や、もうかる農林水産業の飛躍などの経済・雇用対策の推進。

二つ目の（2）は、消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」の設置を契機とした新次元の消費者行政の展開や、災害に強い地域づくりなどの安全・安心対策の推進。

三つ目の（3）は、子どもはぐくみ医療費助成制度の拡充による子育て支援の充実や、新たなにぎわいの創出などの大胆素敵とくしまの実現、これらの施策に取り組むこととしております。

補正予算の規模といたしましては、3の6月補正予算規模にお示ししておりますとおり、一般会計で6億7,321万6,000円、中小企業・雇用対策事業特別会計で34億5,000万円、公用地公共用地取得事業特別会計で3億円、土地造成事業会計で5,000万円、合計では、44億7,321万6,000円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の一般会計の補正に係る歳入であります。上段の（1）に記載のとおり、国庫支出金及び繰入金から県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段の（2）に記載のとおり、総務費から商工費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして、御説明いたします。

第5号の条例制定につきましては、県民の防災に関する意識の啓発及び知識の普及を図り、もって本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、近隣の施設と相まって、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与するため、徳島県立西部防災館を設置するものであります。

第6号の条例改正につきましては、食品表示の適正化に関する施策を効果的に推進するため、食品表示適正化推進員を新たに設置する等の改正を行うものであります。

第7号の条例改正につきましては、国家公務員について、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」が追加されたこと等に鑑み、本県の職員についても所要の措置を講ずるものであります。

第8号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第9号の条例改正につきましては、市長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市が処理することとする等の改正を行うものであります。

第10号の条例改正につきましては、雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の

整備を行うものであります。

第11号の条例改正につきましては、地方税法及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第12号の条例改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、過疎地域内における課税免除を受けることができる者に係る対象業種を改める等の改正を行うものであります。

第13号の条例改正につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行うものであります。

第14号の条例廃止につきましては、地域医療再生臨時特例交付金の対象事業が終了したことに伴い、徳島県地域医療再生基金を廃止するものであります。

第15号の条例制定につきましては、航空交通を発達させることにより、国内外の地域との交流を促進し、もって地域経済の健全な発展に資するとともに、災害時の円滑な支援活動に資するため、徳島県立航空旅客取扱施設を設置するものであります。

第16号の条例改正につきましては、徳島県立二十一世紀館の野外劇場に屋根を新設することに伴い、使用料の額を改めるものであります。

第17号の条例改正につきましては、坂州発電所の発電設備の改良に伴い、その最大出力及び常時出力を改めるものであります。

第18号の条例改正につきましては、工業用水の料金を納付する者の利便性の向上及び徴収事務の効率化に資するため、料金の徴収の時期を改めるものであります。

第19号不動産の処分につきましては、四国横断自動車道の建設用地として、津田木材団地及びマリンピア沖洲の県有地を国土交通省に売り払うものであります。

第20号の権利の放棄につきましては、退職手当返納金に関する債権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をお願いするものであります。

第21号の損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決をお願いするものであります。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、平成28年度徳島県繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計118件、特別会計3件の計121件で、合計金額は330億5,790万2,858円となっております。

報告第2号、平成28年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書につきましては1件で、金額は2億6,291万7,376円となっております。

報告第3号、平成28年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書につきましては3件で、合計金額は7億2,974万8,951円となっております。

報告第4号、平成28年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書につきましては5件で、合計金額は8億8,342万4,525円となっております。

報告第5号、平成28年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書につきましては1件で、金額は6,264万1,240円となっております。

報告第6号、平成28年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書につきましては5件で、合計金額は8億1,858万1,145円となっております。

報告第7号、訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては2件で、合計金額は73万5,550円となっております。

報告第8号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては7件で、合計金額は175万8,346円となっております。

報告第9号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては10件で、合計金額は112万7,000円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料により、その概要を説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案7件、その他の議案1件、報告2件でございます。

説明資料の1ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の追加をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

2、その他の議案等の（1）条例案でございますが、4ページにかけて記載しております、7件となっております。

内容につきましては、先ほど説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、5ページの（2）権利の放棄でございますが、別紙の資料1により御説明いたします。

退職手当支給後に、在職中の非違行為により有罪判決を受けた元職員に対しまして、退職手当の回収を進めてまいりましたが、本人が死亡し、相続放棄も行われ、回収不能となったため、やむを得ず、返納金債権の放棄をお願いするものでございます。

2、経過の主なものを御説明いたしますと、平成20年1月31日に支給しました退職手当税引き後の2,894万9,857円を対象としまして、同年9月29日に退職手当返納命令を発しました。

平成22年3月19日には、不動産強制競売代金として384万3,000円をはじめ、債権の一部を回収し、引き続き、家庭訪問などにより督促を続けてきましたが、平成28年9月16日に元職員本人は死亡しました。

その後も、相続人に対し返納を求めてまいりましたが、平成29年4月17日までに、相続人である配偶者、子、兄弟姉妹の全員が相続を放棄したことから、3、今回放棄を行う債権に記載のとおり、退職手当返納金2,705万8,963円に係る債権の放棄はやむを得ないものとして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄の議案について、お願いするものであります。

今後とも、債権の回収にはしっかりと取り組んでまいりますので、御理解を頂きますようお願いいたします。

続きまして、恐れ入りますがもう一度、説明資料に戻りまして6ページをお開きください。

（3）平成28年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、管財課所管の本庁舎等管理費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことなどから、やむを得ず繰り越したもので、平成29年2月議会で議決を頂いた繰越明許費の範囲内において、繰越額の確定をしたものでございます。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、7ページを御覧ください。

（4）専決処分の報告についてでございます。

アの職員の交通事故による、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり2件でございます。

1件目は、那賀郡那賀町在住の方と、賠償金25万円で和解したものでございます。

事故の内容は、平成28年10月31日に、県有車両が道路脇歩道に駐車するため、バックしようとしたところ、バックミラーの死角に停止していた相手方車両に気付かず衝突したものでございます。

2件目は、三好郡東みよし町在住の方と、賠償金11万2,147円で和解したものでございます。

事故の内容は、平成28年11月24日に、県有車両が、幅員の狭い町道の側溝に脱輪しないよう右前方に注意しながら走行していたところ、左側の倉庫に近付きすぎ、車両の左側面が倉庫外壁に接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転につきましては、職員に対する注意喚起や研修を実施するなど、今後も事故防止に向けしっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、経営戦略部から1点、御報告申し上げます。

資料はございませんが、職員の不祥事案についてでございます。

去る5月16日付けで、昨年9月に交通死亡事故を起こした、とくしまゼロ作戦課の職員を減給3月の処分といたしました。

この度の行為は、公務員としてあるまじきものであり、誠に遺憾であります。

今後、より一層の職員の交通法規の遵守及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

経営戦略部からは、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

今日、県民環境部のほうで「とくしま記念オーケストラ」問題、基金の問題を取り上げました。

実は、10億円近い基金の公金が入れているんですけども、いわゆる条例制定がないと、私自身は地方自治法第241条第1項違反ではないかというふうなことを言ったんですけども、公金を当然、取り扱う財政課あるいは出納局のどちらでも結構なんですけれども、こういう状況をどう見るのかということ。

それと、これだけ巨額の公金を使いながら、基金とは言っているけど、私は、プール金ではないかというふうに言ったんですけれども、そういうものは、文化立県とくしま推進基金以外にあるのかという点について、端的にお答えください。

岡本財政課長

県民環境部のところでも、いろいろと御論議があったというふうに聞いてございますけれども、今回の事案について、財政課としての考えというところで御質問を頂いたところでございます。

まず、県民環境部のほうから事案についての御説明はあったところかと承知をしてございますので、説明については割愛をさせていただきますけれども、今回の事案につきましては、法人税の申告が行われておりませんで、納税がなされていないということが、まずもって問題があるというふうに認識をしてございます。結果といたしましては、本県の音楽事業について、このような事案が発生したということは、大変残念なことであるというふうに考えてございます。

県民環境部の質疑でもいろいろとあったというふうに承知をしてございますけれども、財政課といたしましては、あらゆる施策におきまして、効果的・効率的な施策展開が可能となりますように、引き続き各部局と連携を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

庄野委員

今のは、質問に答えていない。

文化立県とくしま推進基金以外に、あるのか、ないのかを聞きたい。

岡本財政課長

答弁漏れがあったということで御指摘がございました。申し訳ございませんでした。

同様の手法があるのかというところで御質問を頂いてございますけれども、同様の手法といたしましては、スポーツ王国とくしま推進会議に設置をしてございます、スポーツ王国とくしま推進基金への積立てがあると認識をしておるところでございます。

庄野委員

ということは、文化立県とくしま推進会議への積立て以外に、条例に基づかない基金は、今言った、スポーツ王国とくしま推進会議への二つですか。

違法ではないかという点は、どうなのか。

岡本財政課長

文化立県とくしま推進基金とスポーツ王国とくしま推進基金、これらの基金と地方自治法の規定の関係への御質問かと存じます。

まず、文化立県とくしま推進基金でございまして、こちらにつきましては、文化立県とくしまに向けた取組を更に推進していくということで、平成20年3月に設立をされました、文化立県とくしま推進会議のほうに設置をされた基金でございまして。

また同様に、スポーツ王国とくしま推進基金については、スポーツの振興ということで、スポーツ王国とくしま推進会議のほうに、それぞれの推進会議に設置されている基金というところがございます。

地方自治法第241条の規定につきましては、普通地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持管理する目的で基金を設置する場合の規定でございますので、それぞれの推進会議に設置された基金につきましては、条例による設置は不要であるというふうに認識をしておるところでございます。

また、基金への積立てにつきましては、県からの補助金により出されておるところでございますけれども、補助金の支出につきましては、徳島県補助金交付規則でございますとか、個別の補助金交付要綱などにより、手続が定められておるところでございます。当該補助金につきましても、これらの補助金交付要綱に基づきまして交付をされているものというふうに認識をしておるところです。

庄野委員

今日の県民環境部関係の委員会で、34の基金が条例化されていると言っていました。あと、この二つは条例化はされていないけれども、適切に設置されておることなんですけれども、かなりのお金が県からいっていますよね。例えば、この文化立県とくしま推進会議には、どのくらいのお金がいって、公益財団法人徳島県文化振興財団が運営されるかということ、さきの委員会でも、かなりの委員がお聞きしたんですけれども、きちんとフィードバックというか、どれだけの形で運営されてるというのが、結局分からずじまいだったんです。県から、たくさんお金がいっているのに、どういう形で支出されて、こういう形で県に報告されてますというのがなかったんです。

それについては、県としてもかなりのお金を出しているのですから、こういう事柄が起こったときには、これだけのお金がいって、これだけの収支になってますということを議員にもきちんと説明してくれないと困るわけなんです。

それは、先ほどの県民環境部で言ったんですけれども、経営戦略部のほうも、お金の流れをきちんとつかむように要請しておきます。

山田委員

今、岡本課長がお答えになりましたけれども、とても納得いかんです。10億円近い公金ですよ。

例えば、旅費の問題を一つとってみても、どう積算しているのかというあたり、議会のチェックはもちろんですけれども、出納局その他のチェックはありません。

だから、本当に公金が適正に使われているのかということ、きちんとしておかないと、条例がないまま10億円近い基金を積んで、誰からもチェックを受けんというのは、二つとも文化振興課の中ですけれども、どう考えてもやっぱり異常だと思います。

岡本課長をはじめ、やはりそういうことを含めて見直すということについて、ここではっきりと言明を頂きたいというふうに思います。

岡本財政課長

今、山田委員から御指摘を頂いてございますけれども、財政課といたしましても、まずは各部局において、あらゆる施策にしっかりと効率的・効果的な施策展開ができるよう、しっかりと検討していただいた上で、その後、財政課としても協議なりを通じまして、必要に応じて助言・協力など、こういったところでしっかりと連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、8月7日から9日までの3日間の日程で視察を考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（16時24分）